

第八十一号議案

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十九号）の一部を次のように改正する。
別表十四の項中「九千三百円」を「一万一千六百円」に、「八千八百円」を「一万一千百円」に、「八千七百円」を「一万
三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同表十五の項中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を
「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（提案理由）

手数料の額を改定する必要がある。